

2023年10月吉日

お客様各位

いわて県北クリーン株式会社
代表取締役 生藤 勇

熱回収施設設置者認定について

当社施設は、2009年4月に環境大臣から「廃棄物処理センター」として指定され、岩手県内を中心として排出された廃棄物の適正処理を行いながら、焼却廃熱を利用した熱回収に努めてまいりました。

その実績を踏まえ、以前より申請していた熱回収施設設置者認定について、2023年9月に「熱回収施設設置者」として認定されました。

これにより、品目を問わずに廃棄物をサーマルリサイクルの燃料目的として圏域（青森県及び秋田県）以外から搬入が可能（県外産業廃棄物事前協議は必要）となりました。

COPY

様式第二十五号の三(第十二条の十一の十関係)

熱回収施設設置者認定証

令和5年9月13日

住所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34
氏名 いわて県北クリーン株式会社 代表取締役 生藤 勇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定により、産業廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



認定の年月日	令和5年9月13日
認定の有効年月日	令和10年9月12日
認定番号	資循第51-1号
熱回収施設の設置の場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57
熱回収の方法	発電・熱利用の併用
熱回収に必要な設備	廃熱ボイラー 蒸気タービン発電機 熱交換機 ・脱気器 ・溶融炉用SAH ・エゼクタコンデンサ
熱回収率	14.6%
留意事項	1. 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。 2. 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。

(日本産業規格 A列4番)